

議員提出議案第 1 号

世界遺産・日本遺産に関する特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び羽曳野市議会会議規則（昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年 10 月 1 日

羽 曳 野 市 議 会

議 長 笠 原 由 美 子 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

田 仲 基 一

笹 井 喜 世 子

通 堂 義 弘

花 川 雅 昭

黒 川 実

## 提 案 理 由

古市古墳群や竹内街道を生かしたまちづくりの取り組み強化、促進を図るなど、世界遺産・日本遺産に関する事項を審査・調査するため特別委員会を設置する。

## 世界遺産・日本遺産に関する特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

### 記

1. 名 称 世界遺産・日本遺産に関する特別委員会とする。
2. 定 数 7名とする。
3. 審査及び  
調査事項 古市古墳群や竹内街道を生かしたまちづくりの取り組み強化、促進を図るなど、世界遺産・日本遺産に関する事項について。
4. 期 限 3に掲げる事項が終了するまで閉会中も審査・調査を行うものとする。
5. 経過措置 平成29年10月4日設置の古市古墳群世界文化遺産登録特別委員会は廃止する。